

体外受精胚移植・顕微授精・胚(受精卵)の凍結・融解胚移植に関する同意書

私たち夫婦は、体外受精胚移植・顕微授精・胚(受精卵)の凍結・融解胚移植に関し、医師から下記の諸点について口頭説明および動画や説明文書にての説明を受け、それに対する十分な質問の機会を得ました。また、治療開始後どの段階であっても、私たちの両者もしくはどちらか一方の申し出があれば直ちに治療は中止されること、あるいは医師が治療の継続は困難であると判断した場合には直ちに治療を中止する可能性があることも理解しました。

以上のもと、自由な意思に基づき、麻酔や手術を含め体外受精に関する一連の治療を希望します。

体外受精に関する過去歴(他院で施行した回数など)について虚偽の申告はいたしません。

【説明内容】

- ・目的、対象及び方法、成績、予想されるリスク、負担に関する事項、費用
- ・妊娠した場合の出生児へのリスク
- ・個人情報の保護と守秘義務
- ・治療選択の任意性と撤回の自由
- ・治療経過に関する情報を、匿名性を保った上で解析あるいは学会報告する場合がある。
- ・自然災害や長時間の停電、あるいは卵子・精子・胚の脆弱性などにより、一部あるいは全部が損傷を受ける可能性があり、一定の対策は取っているが不可抗力の場合、当院は一切の責を負わない。
- ・機器の故障などの理由により当院で凍結保存ができなくなった場合、患者様に帰属する凍結胚などは近隣のART施設に移送し、患者様の不利益が発生しないように配慮する。
- ・婚姻関係に変化があった場合(離婚、死別など)、および治療に関して夫婦の合意が得られなくなった場合は必ずすみやかに当院に連絡する。
- ・凍結胚の保存期間中に婚姻関係が無くなった場合や、夫婦の一方もしくは両方が死亡または廃棄を希望した場合は、凍結胚は廃棄の対象となる。女性が生殖年齢(50才を基本とする)を過ぎての胚凍結の延長はしない。
- ・凍結胚の保存期間延長手続きは最終凍結日からの1年後より、その1ヵ月以内に自身で行う。延長希望がない場合は廃棄届の提出を行う。延長の意志が確認できない場合、または連絡がつかない場合は廃棄とする。
- ・不妊治療が中断されている期間中(妊娠中や1年以内に胚移植の可能性がない場合)の胚凍結期間延長は保険適用外である。

当文書はコピーをとり保管しておいてください。

名越産婦人科&リプロダクションセンター 説明医師 名越 一介

西暦 年 月 日

上記内容を理解して 同意します 夫署名

同意します 妻署名